

人権擁護委員紹介

7月1日付けで、吉野鈴美氏（安戸）が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

また、令和5年7月1日より大野守雄氏（御堂）が委嘱されており、本村の人権擁護委員は2名です。

地域での人権に関する相談や人権相談所での相談業務などにご尽力いただいております。本村の人権相談所は、役場中会議室にて6月・10月・1月の年3回開設しており、次回の人権相談所は10月14日（火）です。

また、さいたま地方法務局東松山支局では、毎週水曜日に人権相談所が開設されています。

●問 合 せ 総務課 ☎82-1221

全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達訓練の実施

地震や武力攻撃などに備え次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた訓練で東秩父村以外の地域でもさまざまな手段を用いて情報伝達試験が行われます。

●訓練実施日時 8月20日（水）午前11時00分頃

●訓練で行う放送内容

情報伝達手段	放送内容
防災情報音声告知システム （屋外スピーカー）	村内37か所に設置してある屋外スピーカーから、一斉に次のように放送されます。 【放送内容】 サイレン＋「これは、Jアラートのテストです。」×3回

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

●そ の 他 当日は、午前11時00分頃に防災タブレットから訓練のお知らせを自動起動によりながしますので、災害とお間違いのないようご注意ください。

●問 合 せ 総務課 ☎82-1221

給付金のご案内 定額減税補足給付金（調整給付（不足額給付））について

令和6年度に実施した調整給付において、確定した令和6年所得を元に計算した調整給付額に不足が生じる方および一定の条件を満たす方を対象に調整給付（不足額給付）金を支給します。

●対 象 者 ①当初調整給付の額が確定した令和6年所得に基づいて計算した調整給付額に不足が生じる方
②定額減税対象外かつ扶養親族等になっていない方で過去の低所得者向け給付の支給対象世帯の世帯主・世帯員ではない方

●支 給 額 ①の対象者…当初調整給付額と確定額との差額（端数は1万円単位で切り上げ）
②の対象者…原則4万円
※対象となる方には8月中に確認書を送付いたします。

●問 合 せ 企画財政課 ☎82-1254